平成２６年（フ）第７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2243番地17
破産者　岩水カズ子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北1154番地１
破産者　松尾　秀之
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２５４号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番12―702号、住民票上の住所北九州市門司区大里本町３丁目２番24号
破産者　ジュエリーマーケットエゴイストこと　工藤　信幸
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２３号
北九州市小倉北区高坊１丁目５番３―103号
破産者　兒玉美由紀
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３３７号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台３丁目12番11号　小山アパート３号
破産者　小山　節夫
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３０８号
札幌市中央区北４条西29丁目２番５―103号
破産者　向瀬　宜明
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９５号
仙台市泉区南光台２丁目14番47号　コスモハイツ旭ケ丘303
破産者　堀内　麻美
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴160番地
破産者　佐々木幸一
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４３号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1450番地
破産者　金子　光男
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第６１５号
川崎市多摩区南生田４丁目３番８号　ビューテラス南生田106
破産者　瀬谷　昌男
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
川崎市宮前区水沢３―14―３　ヒューマンライフケア宮前グループホーム・宮前の宿、住民票上の住所川崎市高津区久地４丁目23番５号　第２下館荘７
破産者　谷口　ヒサ
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
富山県南砺市吉江中695番地
破産者　ヨコヤマサービスこと　横山　健治
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３５号
富山県高岡市戸出町５丁目３番５号　中之宮市営住宅Ａ棟101号
破産者　須河　尚浩
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２３４８号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛201番地１　Ａｚｕｒｅ201
破産者　中島　　誠
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４８号
名古屋市中区千代田４丁目11番８号　鶴舞アネックス501号
破産者　大塚智恵理
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２７号
愛知県知多郡武豊町字豊成３丁目50番地６
破産者　深水　絢子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番21―608号
破産者　長谷川　正
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１３７号
大阪市浪速区敷津西２丁目７番16号三登ハイツ301号
破産者　ドラッグストア尺土こと　田中　秀俊
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５８号
大阪市西成区玉出西１丁目２番１号　髙橋マンション202号
破産者　小畑美智江
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部